

財政の「安定化対策」-関連項目-

～安定した市政運営に向けて、事前の一手を～

令和2年2月21日

羽 島 市

財政の「安定化対策」 関連項目

対策① 「財政調整基金残高の一定水準確保に向けた歳出削減」[R2年度～継続的に実施]

(1) 「市民病院への補てん削減」

効果額 **0.5** 億円

- 一般会計から病院事業会計への繰出額を見直し。
 - 給与減額支給措置による財源確保分(R2年度分0.5億円※)は、病院の経営維持・改善策に活用予定。
- ※ 各条例等の一部を改正する条例の議決がなされた場合で算出。

<一般会計から病院事業会計への繰出額の推移>

(億円、%)

| (年度) | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|--|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|
| 繰出金合計① 57.3億円  | 4.0 | 4.6 | 7.2 | 9.5 | 9.2 | 8.3 | 7.5 | 7.0 |
| 収益勘定 | 3.5 | 3.6 | 6.2 | 8.4 | 8.1 | 7.2 | 6.7 | 6.3 |
| 資本勘定 | 0.5 | 1.0 | 1.0 | 1.1 | 1.1 | 1.1 | 0.8 | 0.7 |
| うち基準外② | 0.0 | 0.1 | 2.6 | 2.5 | 1.8 | 0.6 | 0.0 | 0.0 |
| 基準外繰出割合 ②÷① | 0.0 | 1.4 | 35.8 | 26.8 | 19.9 | 7.0 | 0.0 | 0.0 |

※1 上記のほか、H25年度には、一般会計から「3.0億円」の貸付を実施。また、H28年度には、寄付「1.0億円」を受領している。

※2 総務副大臣通知「地方公営企業繰出金について(通知)」で定められている基準に該当する場合には、「基準内」。
地方自治体が独自の基準に基づいて支出している場合には、「基準外」という。

財政の「安定化対策」 関連項目

対策① 「財政調整基金残高の一定水準確保に向けた歳出削減」[R2年度～継続的に実施]

(2) 「事務事業の見直し」※(3)に掲げる項目を除く

効果額 **7.1** 億円

法令等に基づき市が実施しなければならない事業等の裁量性のない事業を除き、R2年度以降新たに実施する事業を含む。

I 将来の市の礎になり得る事業を「重点推進事業」として選定

- 新濃尾大橋開通に合わせた「本田城屋敷線整備事業」
 - 更なる企業誘致の推進を図るための「インター南部地区地区計画道路整備事業」
 - 子どもの教育環境を整備するための「小学校施設改修事業」
- 等

II 将来を見据えた安定的な財政運営実施のため、「見直し・削減・廃止」

〈見直し・削減・廃止の視点〉

- ① 市民生活への「影響度」
- ② 事務事業の「緊急度」
- ③ 事務事業の「費用対効果」
- ④ 市が事務事業の「実施主体である妥当性」

〈見直し・削減・廃止の基準〉

- ① 近隣自治体の実施水準との比較衡量
- ② 広報・経済的効果が継続的でないイベント事業
- ③ BPR(業務フローの再構築)を通じた事務事業
- ④ 財政措置のある有利な起債の積極的な活用

- 既存施設(学校・コミュニティセンター等)を将来にわたって活用するための機能維持に関する補修・修繕等を最優先した「投資的事業」に限定。
- 濃尾大花火大会、健幸展等の費用対効果、広報・経済的効果が「継続的でないイベント事業」の見直し。
- 下水道事業会計での歳入増(財政措置のある有利な起債の活用)による「一般会計からの負担金」の減額。
- 市民協働による「事業仕分け」の結果を適切に反映。
「集落活動促進事業」、「トレーニングジム運営事業」等

財政の「安定化対策」 関連項目

対策① 「財政調整基金残高の一定水準確保に向けた歳出削減」[R2年度～継続的に実施]

(3) 「補助金・交付金の見直し」

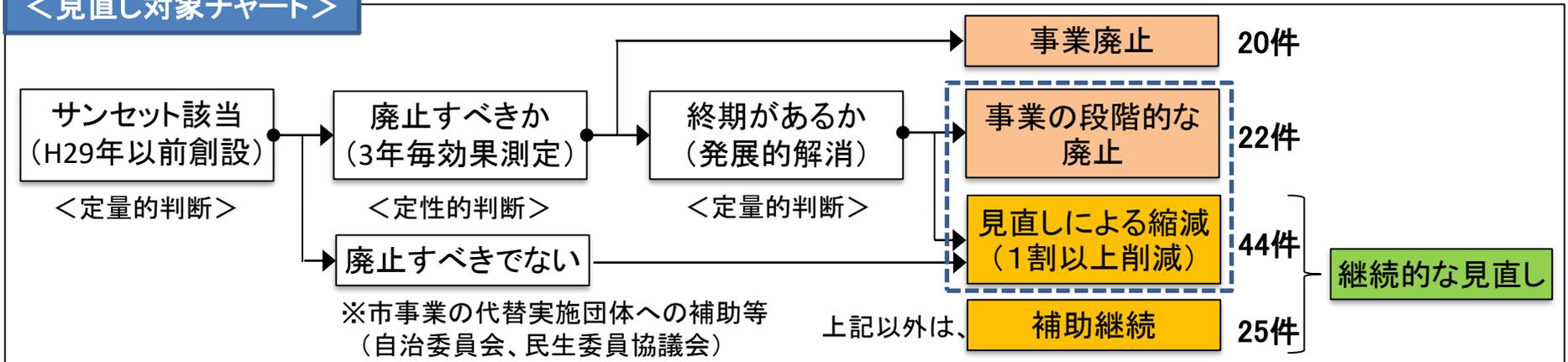
効果額 **0.3** 億円

- 事業の廃止
- 事業の縮小(見直しによる段階的廃止、1割以上縮減等)
- 補助継続(見直し以外の縮減(執行実績、対象者数の減))

※ 「効果額」は、国・県支出金等の特定財源が全額充当されるものを除いた額。

※ 「効果額」は、「R2当初予算」と「R1当初予算」との単純差額とは異なり、見直し以外の縮減(執行実績、対象者数の減)、事業完了等による大幅な自然減が見込まれる「平方第二地区土地区画整理事業補助金」、「工場等設置奨励金」等を除いた額。

<見直し対象チャート>



(4) 「老朽化した公共施設等の整理・合理化」

- 令和元年8月～ 大学教授等有識者を交えた「公共施設等検討委員会」を開始。
- 11月～ 市内公共施設の「いま」と「これから」についてを題材とし、タウンミーティングを実施。
- 令和3年3月 個別施設の課題等を整理し、各個別施設計画を加味した総合管理計画に改定。

財政の「安定化対策」 関連項目

対策② 「受益者負担の適正化」[R2年度に検討、R3年度～継続的に実施]

(1) 「家庭系可燃・不燃ごみ等の処理費用の適正化」

- 令和3年10月を目途とした家庭ごみ有料化に向けての事前準備。

〔 R2.7月～ 住民意見交換会の開催
以後、環境審議会の開催、実施計画の策定、条例改正、改正内容周知。 〕

(2) 「下水道使用料の適正水準の確保」

- 令和3年度以降を目途とした下水道使用料の見直しに向けての事前準備。

〔 R2.4月～ 経営の「見える化」による安定的な事業経営の実施（地方公営企業法の全部適用）
順次、事業経営審議会の実施、住民説明会の開催。 〕

(3) 「施設使用料の減免措置廃止、使用料適正化に向けた検討・改定」

- 令和3年4月を目途とした市内公共施設の減免措置の廃止・見直しの事前準備

〔 R2.4月～ 減免措置廃止（案）の検討（R1.12月から順次着手）
順次、市民、利用者、対象施設の指定管理者等への説明、減免規定の改定。 〕

- 減免措置廃止・見直し後に施設使用料等の適正化に向けた準備開始。

財政の「安定化対策」 関連項目

対策③ 「職員給料・手当等の削減」[R2～R4年度実施後、効果検証し、その後を判断]

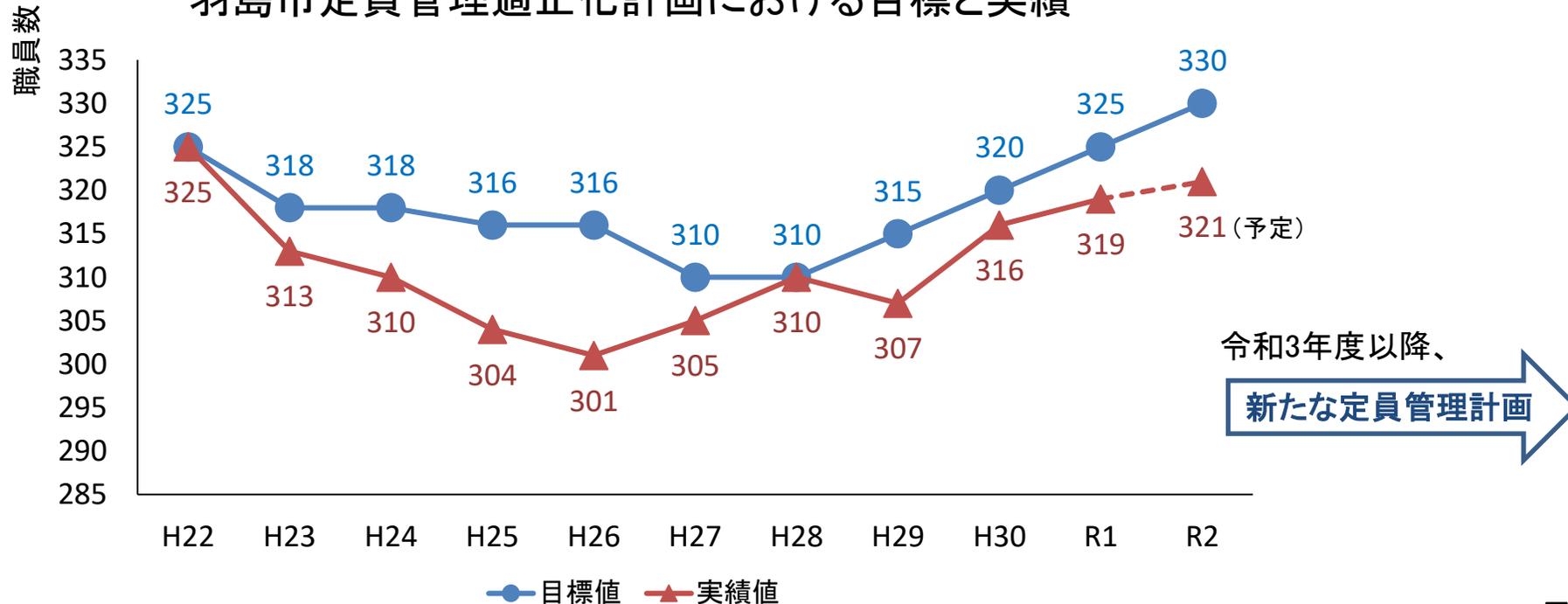
(1) 「一般職員、嘱託・非常勤職員の人員削減」

- 事務事業見直し等における省力化を反映した新たな定員管理適正化計画※を策定。

R1.4月～ 令和3年度からの定員管理適正化に向けた、新たな計画策定のための事前準備
R3.4月以降、新たな定員管理適正化計画に基づき、業務プロセスの標準化を経て、AI・RPAを活用し、
人員削減等を含めた適正な人員配置を実施。

※ 従前の消防職員、病院職員を除く常勤の一般職員についてのみ定めていたものから、
嘱託・非常勤職員(=会計年度任用職員)を含めた「新たな」定員管理適正化計画を策定予定。

羽島市定員管理適正化計画における目標と実績



令和3年度以降、
新たな定員管理計画

財政の「安定化対策」 関連項目

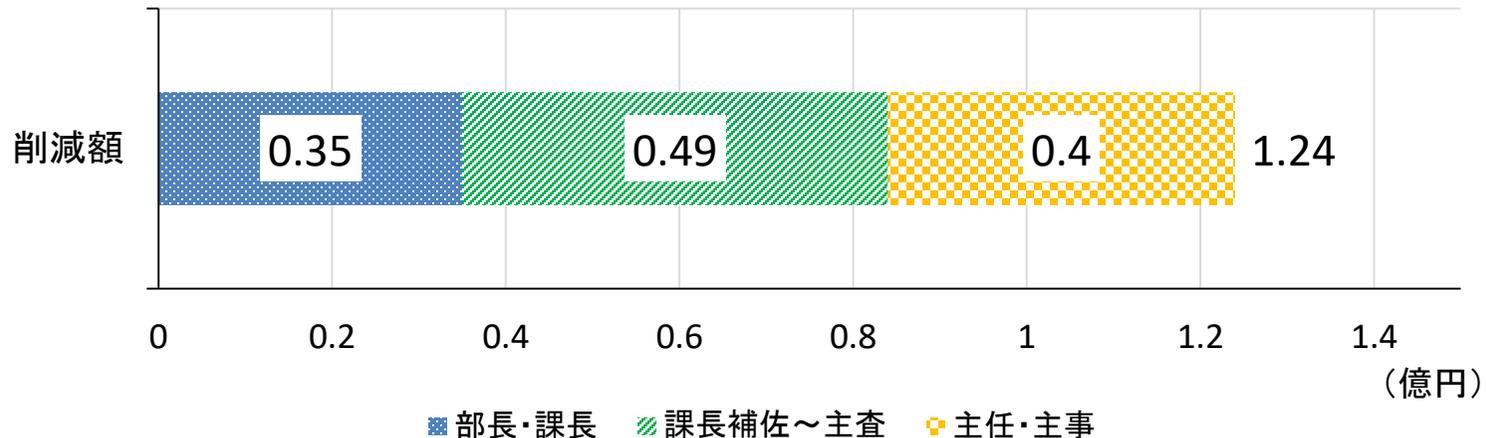
対策③ 「職員給料・手当等の削減」 [R2～R4年度実施後、効果検証し、その後を判断]

(2) 「市全体で、給料・期末勤勉手当等の削減」

効果額 **1.2** 億円 ※

- 役職別・給料表ごとに給料月額削減割合を設定。
R2.4月～ 部長・課長 5.0%、課長補佐～主査 3.2%、主任・主事 2.2%
(役職は、本庁の行政職給料表(1)を基準とした一般的な役職を明示。)
- 給料月額に基づき、算出される「時間外勤務手当」「期末勤勉手当」が対象。
- 特別職である市長(22.6%)、副市長(15.5%)は、継続実施。
教育長(5.4→10.0%)は、削減率を上昇させて実施。
※各条例等の一部を改正する条例の議決がなされた場合で算出。

役職別・減額措置影響額(特別職除き)



※役職は、本庁の行政職給料表(1)を基準とした一般的な役職を明示。

財政の「安定化対策」 関連項目

対策④ 「建設地方債発行額の抑制」[R2年度～継続的に実施]

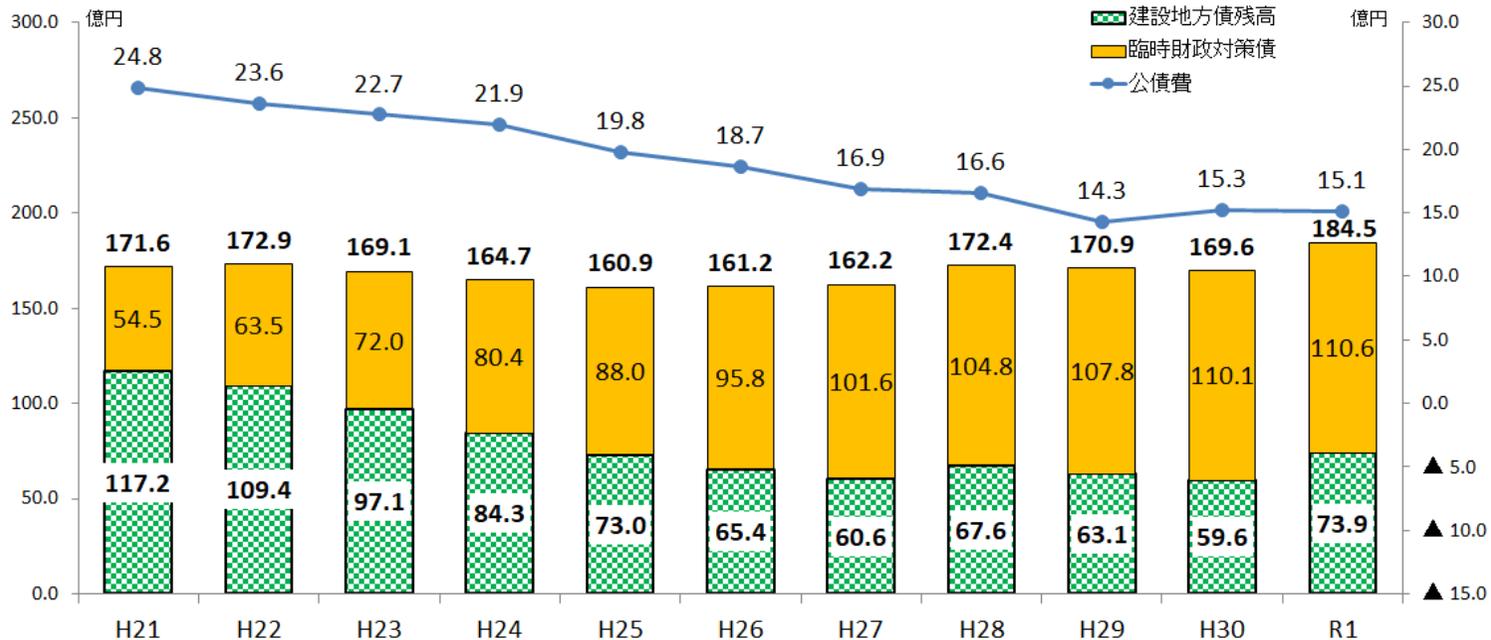
「歳入予算に占める建設地方債発行額の割合を平均3%以内に堅持」

- R2当初予算案に占める建設地方債発行額(新庁舎建設事業を除く)は、9.3億円(割合:4.0%)。R2は大型改修事業があるため、3%を超える見込みだが、R3以降の建設地方債発行額の抑制に努める。

過去5年間(H26～H30)の地方債発行額は、平均6.8億円で、歳入予算に占める割合は、平均3.1%

「地方債残高の圧縮を実施」

- 建設地方債残高を着実に減少(H30決算 59.6億円)させてきたが、R1見込で、73.9億円まで上昇(新庁舎建設事業により増嵩)。



※ 臨時財政対策債は、全国の自治体で行政サービスを維持するため必要とする地方交付税(=国から交付される自由に使い道を定められるお金)の額が足りないことから、この財源不足額を国と地方で折半することになっており、その際に、地方負担分については、借金で充てることになっているため、増加傾向となっている。